

○富津市原油価格・物価高騰対応私立保育園等給食材料費給付金支給事業実施  
要綱

令和4年8月25日富津市告示第147号

富津市原油価格・物価高騰対応私立保育園等給食材料費給付金支給事業実施  
要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価高騰の影響により、給食材料費が高騰する中、私立保育園等において保護者の負担を増やすことなく栄養バランス等を確保した給食を提供できるよう支援するため、私立保育園等に対し予算の範囲内において富津市原油価格・物価高騰対応私立保育園等給食材料費給付金（以下「給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立保育園 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可された保育所で、市内に設置されているものをいう。
- (2) 幼稚園型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園で、市内に設置されているものをいう。
- (3) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園で、市内に設置されている私立幼稚園をいう。

(給付金の支給対象者)

第3条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、私立保育園、幼稚園型認定こども園及び私立幼稚園とする。ただし、給食材料費の高騰分として、給付金の支給額分を保護者に負担させる者は、この限りでない。

(給付金の支給額)

第4条 支給対象者に支給する給付金の額は、各月ごとに当該月の初日における施設入所児童数に450円を乗じて算出した額の合計額とする。

(給付金の支給対象月数)

第5条 給付金の支給対象となる月数は、令和4年4月から令和5年3月までの12月とする。

(給付金の支給申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、富津市原油価格・物価高騰対応私立保育園等給食材料費給付金支給申請書兼請求書(別記第1号様式)に必要な書類を添付し、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、四半期ごとにするものとする。

(給付金の支給決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を確認の上、支給の可否を決定し、富津市原油価格・物価高騰対応私立保育園等給食材料費給付金支給決定(却下)通知書(別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第8条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前にした行為に対する第8条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、その効力を有する。